

毎週火、金曜日発行 但休日(当日)に当たるときは翌日(昭和四年四月十五日)三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇告示 海岸保全区域の指定

告示

鳥取県告示第三百五号

海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条第一項の規定に基き、海岸保全区域を次のように指定する。

別表

海岸名	区	間
鳥取県鳥取沿岸気高海岸日光地区海岸	気高郡気高町大字日光字平磯九九四番の二地先の標杭から	
鳥取県鳥取沿岸気高海岸松谷地区海岸	気高郡気高町大字宝木字西浜一五六一番の五九地先の標杭まで	
	気高郡気高町大字酒津字松谷九四〇番次四地先第一標杭から	
	同所同番地先第二標杭まで	

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 海岸管理者 鳥取県知事 遠藤 茂

二 区域

別表に掲げる区間で陸地においては昭和三十三年三月二十一日の満潮時の水際線から、水面においては同日の干潮時の水際線から五十米以内とする。

ただし、鳥取県中海沿岸米子海岸度津地区海岸の水面については崎津漁港区域を除く水面とする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取印所

鳥取県鳥取沿岸気高海岸銚子口地区海岸	気高郡気高町大字奥沢見字銚子口一三三三番の二四地先第一標杭から同所番地先第二標杭まで
鳥取県中海沿岸米子海岸渡津地区海岸	米子市渡津字一里塚沖二八二番の一から米子市渡津字下前六四四番の一まで
鳥取県中海沿岸境港海岸渡地区海岸	境港市渡町沖袖三三一一番から境港市渡町新海一三〇番まで 境港市渡町下袖二四〇番次二から境港市渡町下網場灘の二、三三五〇番まで
鳥取県中海沿岸境港海岸外江地区海岸	境港市渡町横土手二四八一番から境港市外江町西灘屋敷の二、三六四一番の一まで